

公立認定こども園（教育部分）に通園（予定）のみなさまへ

利用者負担額（保育料）無償化のしおり

令和8年10月1日時点

無償化の対象について

公立認定こども園（教育部分）を利用される世帯が、「保育の必要性の認定」を受けると、「預かり保育」についても、無償化の対象となります。**なお、給食費、行事費等の実費は保護者の負担となります。**

「預かり保育」が無償化の対象となるためには、「施設等利用給付2号認定（以下「新2号認定」といいます）」の申請を茨木市に提出する必要がありますので、次のフローに従い、申請が必要か確認の上、園もしくは保育幼稚園事業課窓口へ直接必要書類を提出してください。**（4月に入園される方については、園の指示に従い、提出してください）。**

なお、「新2号認定」の認定開始日は茨木市に申請があった日以降となるため、さかのぼって認定することはできません。また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合は、認定事由の開始日以降から認定開始となります。

※保育所や認定こども園の保育部分の2号認定（教育・保育給付2号認定）とは制度が異なります。保育部分の利用申込みを希望される場合は別途手続きが必要です。ご不明な点がございましたら、保育幼稚園事業課へお問い合わせください。

どの認定を申請できますか？

子どもを家庭で保育することが困難な理由（保育の必要性）（※）はありますか？
※就労・妊娠・出産・疾病・障害・介護・看護、求職活動、就学など

はい

いいえ

新2号認定の申請ができます。施設等利用給付2号（3号）用の申請書と、保育の必要性を証明する書類をあわせて申請してください。
なお、新2号認定を受けた方の預かり保育料は無償化の対象となります（4ページをご参照ください）。

申請は不要です。
（利用者負担額（保育料）は無償化）

保育の必要性の認定とは？

保育の必要性の認定事由は次のとおりです。なお、認定事由により必要書類が異なります。（2ページ参照）

事由	状況	認定期間
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	事由による必要な期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前6週（多胎出産の場合は14週）のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで
疾病・障害	疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合	事由による必要な期間
介護・看護	同居または別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を月64時間以上介護または看護することを常態としている場合	事由による必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	事由による必要な期間
就学	月64時間以上就学することを常態としている場合	事由による必要な期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	原則1か月間（※）

（※）認定後、1か月が経過しても就労が決まらない場合は「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動の事実が確認できた場合は、認定期間を年度内で最大90日間まで延長することが可能です。

保育の必要性の認定に必要な書類について

保護者それぞれの証明書類が1世帯に1部ずつ必要です。

保護者の状況		必要な書類	注意点
就労	就労 (下記②、③を除く) ・雇用(三親等以内の親族に雇用されている場合を除く) ・自営業(法人)	就労証明書	・有期雇用の場合は、「3 雇用(予定)期間等」に雇用期間の記載及び「14(雇用契約の)満了後の更新の有無」の記載が必要です。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 ・申請時に就労内定または産前産後休暇中・育児休業中の場合は、就労開始後2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へ提出してください。
	②自営業	①就労証明書 ②確定申告書(写) ③源泉徴収票や直近3か月分の給与明細 ※③は専従者または三親等以内の親族に雇用されている者のみ	・②については、令和8年中に開業した場合は開業届(写)、開業2年目以降は直近の就労者自身の確定申告書(写)を提出してください。 ・③については、専従者としての氏名が記載された確定申告書(写)もしくは、開業届(写)、給与明細(直近3か月分)等を提出してください。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 ※就労証明書のみでは認定できませんので、必ず該当の書類を提出してください。
	③内職	内職証明書	・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。
妊娠・出産		母子健康手帳(写)	・保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日の記載があるページの写しを提出してください。 ・申請書に、出産予定の有無及び出産(予定)日を必ず記入してください。
疾病		医師の診断書	・病名、治療期間、通院頻度、児童の保育が困難な状況等が分かるものがが必要です。 ・就労をしている場合は、「就労証明書」を併せて提出してください。
病人や要介護者を介護(看護)している		①医師の診断書等 ②介護・看護状況申出書 ③介護サービス計画 ※要介護(看護)者が介護サービスを利用している場合のみ	・①については、要介護者の状態や要介護状態が分かるものがが必要です。 ・②については、介護(看護)に要する時間や日数が分かる内容のものがが必要です。 ・きょうだいの親子通園等が必要な場合は、そのことを証明する書類が別途必要です。(※きょうだいの食事の提供や身支度の手助け等、一般世帯でも必要と想定される時間については対象外です。) ・③については、ケアマネージャー等が作成した、「受けているサービスの内容」及び「利用頻度」がわかるものがが必要です。
障害		医師の診断書等	・障害者手帳(身体・療育・精神)を有している場合は提出不要です。
就学		①在学証明書または学生証(写) ②時間割 ③就学期間の分かる資料	・令和9年4月から就学予定の場合は、現在の状況を証明する書類を提出し、左記の書類の提出予定日について記載してください。 ・研究室に所属している等で②が提出できない場合は、研究室長や担当教授等による証明書を提出してください。(就労証明書を参考に作成してください) ※就学先施設により、就学としての認定ができない場合があります。
求職活動中		求職活動申立書	

※別途、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。

必ずご確認ください事項について

- ・新2号認定の認定開始日は、茨木市に申請があった日以降となります。さかのぼって認定することはできませんので、ご注意ください。また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合、認定事由の開始日以降の認定開始となります。
- ・申請後30日を経過しても保育の必要性の認定に必要な書類の提出がない場合は、申請を不認定とすることがあります。
- ・育児休業を取得中の場合は、預かり保育等の利用は可能ですが、新2号認定の対象となりません。無償化の対象外となりますので、預かり保育料についても実費負担となります。（預かり保育等の利用ができない場合もあります。）育児休業から復帰し、新2号認定を受けたい場合は、復職日が決定後、復職日までに「茨木市施設等利用給付認定申請書（2・3号用）」等必要書類を茨木市に提出してください。
- ・他の幼稚園等に転園される場合は、施設等利用給付認定申請書を再度ご提出いただく必要があります。
- ・次のときは、保育幼稚園事業課に「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（A-②）」または「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届出書（B-②）」の提出が必要です。

施設等利用給付認定変更申請書（A-②）	施設等利用給付認定変更届出書（B-②）
・保護者の就労状況等に変更があったとき。 （退職、転職、勤務場所、勤務日数、勤務時間の増減等） ・転出、退園、施設の利用を終了するとき。 ・妊娠されたとき。 （就労の方は産前休暇開始日までに提出してください） ・施設等利用給付認定の申請後、保育所等に入所する等によって、公立認定こども園の1号部分（教育部分）に入園しないこととなったとき（※）。	・住所、家族構成等、世帯の状況に変更があったとき。

- ・新2号認定決定後、保育の必要性の有無の確認のため、毎年現況調査を行います。調査の結果、保育の必要性が確認できなかった場合や、保育の必要性の有無が変更となった場合で正当な理由なく上記A-②、B-②の提出がないとき、原則として保育の必要性がなくなった日までさかのぼって新2号認定を取り消します。
また、保育の必要性がない期間中に預かり保育を利用した場合は、預かり保育料を後日お支払いいただくことがあります。保育の必要性の有無が変更となった場合は、速やかに保育幼稚園事業課まで必要書類を提出してください。
※私立幼稚園や私立認定こども園の教育部分（1号認定）を併願し、どちらにも施設等利用給付認定の申請をされた場合は、どの園に入園するか決定次第、保育幼稚園事業課へお手続きが必要です。お手続きがない場合、認定できない可能性がありますので、ご注意ください。

月途中の入退園・転出入のときの注意点

- ・月途中の入退園をされる場合は、あらかじめ茨木市にその旨を届出してください。
- ・茨木市から転出するときは、転出日の前日をもって認定を取り消します。
- ・原則、転出日以降の期間に対して茨木市から施設等利用費の支給を受けることはできません。
（ただし、転出先の市町村との調整により、転出された月の月末まで茨木市から支給する場合があります。なお、卒園する月については茨木市から支給します。）
- ・転出日以降の期間については、転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請が必要か確認し、施設等利用費の支給を受けられるよう必ず手続きをしてください。
【例】8月10日に転出する場合、8月9日までは茨木市にて、8月10日以降は転出先の市町村で施設等利用費の支給を行います。
- ・施設等利用費の支給額は、その月の転出日の前日までの平日の日数及びその月の平日の日数にもとづいて日割りします。

施設等利用給付認定の申請に必要な書類について

以下2点の書類が必要です。必要書類は、公立認定こども園または保育幼稚園事業課から取得いただくか、市ホームページからダウンロードできます。

- ① 茨木市施設等利用給付認定申請書（2・3号用）
- ② 「保育の必要性」の認定に必要な書類
（「保育の必要性の事由」ごとに異なりますので、詳細は2ページをご覧ください。）

幼児教育・保育の無償化手続きについて



利用者負担額（保育料）はいくらまで無償になりますか？

利用者負担額（保育料）は**全額無償**になります。

※利用者負担額（保育料）以外の実費徴収（給食費、おやつ代、日用品代等）は無償化の対象となりません。

ただし、一定の条件に該当する場合、副食費（おかず代等）は徴収が免除されます。（「③副食費」を参照）

認定こども園の預かり保育の無償化について

市から「**新2号認定**」を受けた場合、「預かり保育料」についても**無償**になります。

※「**新2号認定**」は、茨木市に申請があった日以降の認定となります。

さかのぼって認定することはできません。

※新2号認定を受けていない期間は、無償化の対象となりません。

※新2号認定は、預かり保育の利用を確約するものではありません。

定員等により希望する日に利用できない場合があります。

副食費（おかず代等）の無償化内容

下記に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

■ 対象

① **市町村民税所得割課税額※77,101円未満**の世帯の児童

※市町村民税所得割課税額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

② **小学校3年生以下のきょうだいの中で数えて3番目以降**の児童

③ **生活保護世帯、里親（養育里親・養子縁組里親）である世帯**

※里親（養育里親・養子縁組里親）である世帯は里親であることの証明を提出してください。

■ 内容

副食費（おかず代等）として実費徴収される費用について免除します。

※給食費すべてが対象ではありません。ごはん・麺・パン等の主食費や、

預かり保育時間中に提供された給食・おやつについては免除対象外です。

※おやつのみ提供される日など、給食実施日以外に提供する副食費は免除されないため、主食費等と一緒に支払っていただきます。

給食費

主食費

副食費
※免除対象

副食費における留意事項

・免除の対象となる方には、茨木市から送付する「茨木市利用者負担額決定（変更）通知書」にて通知します。

・利用者負担額（保育料）は、課税状況に関わらず全員が無償ですが、**市町村民税の申告または確定申告をしていない場合は、副食費の免除が受けられない場合があります。**

・税額変更や、婚姻・離婚等による保護者の異動があった場合は、すみやかに茨木市に申告が必要です。

それらにより、徴収免除の対象ではないことが判明した場合は、免除された副食費について、追加徴収が発生する場合があります。



【問合せ先】茨木市 こども育成部 保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 072-620-1638（直通）

（電話受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）8：45～17：15）

（窓口受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）9：00～16：30）